

京都市廃棄物減量等推進審議会

第1回京都市事業系ごみ減量対策検討部会

平成19年5月22日
KKRくに荘 会議室「比叡」

(次 第)

I 開 会 14:30

II 議 事

- 1 事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題（第40回審議会資料 A3）
- 2 これまでの事業系ごみ減量化等に関する京都市の取組
- 3 市に搬入される事業系ごみの現状と課題
- 4 検討すべき施策と実施する調査内容
- 5 事業系ごみ減量対策基礎調査の実施について
- 6 審議会の体制と今後のスケジュール（案）

III 閉 会 16:30

【資 料】

資料1：事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題
資料2：これまでの事業系ごみ減量化等に関する京都市の取組
資料3：事業系ごみの現状について
資料4：検討すべき施策と実施する調査内容
資料5：事業系ごみ減量対策基礎調査の概要
資料6：今後のスケジュール（案）
資料7：政令指定都市の状況
資料別冊：事業系廃棄物の減量および適正処理を図るために
～事業用大規模建築物所有者の皆様へ～
資料別冊：事業系ごみの処理方法

京都市廃棄物減量等推進審議会
事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いとう よしひろ 伊藤 義浩	京都市小売商総連合会 会長
くんじま たかし 郡嶋 孝	同志社大学経済学部 教授
こさか まさひろ 小坂 正浩	京都環境事業協同組合 理事
こぼり おさむ 小堀 脩	京都商工会議所 専務理事
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境保全センター 教授
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 副理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ せいじ 宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与

（敬称略，五十音順）

◎：部会長

京都市廃棄物減量等推進審議会
会 長 高 月 紘 様

京都市長 梶 本 頼 兼

事業系ごみ減量施策のあり方について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

事業系ごみ減量施策のあり方について

- （１） 排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方
- （２） 事業系廃棄物の市施設での受入のあり方

（諮問理由）

本市では、貴審議会からの答申を踏まえ、平成１５年１２月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略２１」を策定し、家庭ごみ及び資源ごみへの有料指定袋制を導入し、家庭系ごみの減量を図るとともに、事業系ごみについては、許可業者搬入手数料の減額措置見直し、持込ごみ手数料改定などの取組を進めてきたところであります。

現在、事業系ごみは本市のごみ量の半分以上を占めていることから、これまで進めてきた取組に基づき、さらなる減量促進に向けた具体的施策に着手すべき段階にあると認識しております。また、家庭ごみ有料指定袋制導入に係る市会での議決に当たり、事業系ごみの分別・リサイクルを徹底すべきことが決議として付されてもおります。

以上のような現状に鑑み、事業系ごみの減量・リサイクルの促進に向けて、次の２点について施策の具体化を図る必要があると考えております。

第一は、排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方についてであります。許可業者搬入手数料減額措置の廃止とそれに伴う許可業者手数料の新設を踏まえ、排出事業者にとってより一層のごみ減量・リサイクル行動への動機付けとなるような手数料徴収体系のあり方についてご審議いただきたいと考えております。

第二は、事業系廃棄物の市施設での受入のあり方についてであります。現在本市のクリーンセンター及び埋立処分地で受け入れている資源化可能な事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物について、今後の受入継続の必要性、民間ルートへの円滑な誘導方法等についてご審議いただきたいと考えております。

以上二点について、ご審議をよろしくお願いいたします。

事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題

- 背景**
 ア 「ごみ戦略21」に掲げる事業系ごみ減量施策の進捗を図るべき
 イ 今後のごみ減量施策のあり方について(平成17年8月 京都市廃棄物減量等推進審議会答申)
 ウ 家庭ごみ有料指定袋制導入に当たっての市議会付帯決議
 エ 国・他都市の動向(関連法改正, 他都市の先進事例)

許可業者搬入手数料の見直し、持込ごみ料金改定
 などのこれまで実施してきた事業系ごみ減量対策に基づき、
 事業系ごみの減量・リサイクル促進に向けて、
 さらなる具体的施策を検討する。

ア 「京のごみ戦略21」に掲げる事業系ごみ対策施策の進捗状況

※網掛け項目：今後進捗を図るべき施策

施策名	進捗状況
事業者による自主的取組	
①事業者によるごみ減量相談窓口の設置と啓発	—
KES・ISO14001 の取得促進	市内のKES認証取得事業者数 H15末131⇒H18末416
環境にやさしい事業活動(グリーンカンパニー行動)の実践	市内のKES認証取得事業者数 H15末131⇒H18末416
②業種別の団体単位等での「ごみ減量・リサイクル行動計画」の策定	—
事業者のごみ減量化を促す行政の取組	
環境にやさしい事業活動の支援	
③事業系ごみの実態把握と業界別リサイクル情報等の発信	—
④業界ごとのトップランナー企業の取組紹介	—
食品リサイクル法・建設リサイクル法などの周知・徹底	各種パンフレットの配布
分別・リサイクルに伴うコスト発生に関する啓発	事業所への立入調査時において、再資源化に要する経費についての周知を実施
KES・ISO14001 認証取得を目指す企業に対する情報提供等の支援	環境マネジメントシステム導入説明会開催(H18:1回, 20名参加)
⑤業界別自主行動計画の実施・成果に対する支援	—
事業系ごみに関する制度の見直し	
処理原価に応じた搬入手数料の設定(搬入手数料の見直し)	持込料金改定, 許可業者手数料減額措置の見直し
⑥ごみ分別に対するインセンティブ(動機付け)が働くような搬入料金の設定	—
⑦透明指定袋制導入による適正排出の推進	—
より効率的・効果的な収集運搬制度の検討	再資源化促進のための収集運搬許可取得業者の増加(木くず:34, 食品:29他)
排出事業者のごみ減量意識を向上させる取組の検討	三者協の設立, 排出事業者へのダイレクトメールの送付 など
⑧受け皿を整備したうえでの告示産廃の受入停止の検討	—
減量計画書に基づく本市の管理・指導体制の強化	
事業所に対する立入調査・指導の仕組みの構築	本庁の立入調査・指導部門を強化
減量計画書の対象事業所の拡大	業種を問わず1,000㎡以上の事業所にH19から拡大予定
⑨減量計画書の公表・優良事業者に対する表彰などの仕組み	—
⑩減量計画書の評価の事業者へのフィードバックの検討	—
再資源化促進のための仕組みづくり	
⑪再資源化促進のための民間における受け皿把握と民間への誘導	・木くず, 厨芥施設の稼働, 啓発, 誘導
⑫民間における再資源化のための受け皿整備の支援・促進	・他品目の受け皿整備は進んでいない
⑬事業系ごみ中の缶・びん・ペットボトルなどの市施設への受入の検討	—
⑭オフィス町内会など古紙再資源化のための仕組みづくりの検討	—

エ 国・他都市の動向

国の動向	
①「食品リサイクル制度の見直しについて(意見具申)」(中央環境審議会 平成19年2月2日)	・中小・零細企業が排出する厨芥類の市町村との連携によるエネルギー利用等の推進
②中環審廃・リ部会廃棄物の区分等に関する専門委員会(平成18年7月～)	・木くずの区分見直しについて検討中(パレット, 剪定枝等・・・一廃⇒産廃へ)
他都市の動向	
③事業系紙類, 木くずのクリーンセンターでの受入停止(民間誘導)	
④事業系資源物(缶・びんなど)の市資源化施設での受入停止(民間誘導)	

イ 今後のごみ減量施策のあり方について(答申 平成17年8月)

クリーンセンターへの許可業者搬入手数料のあり方について

- ①普及啓発・指導体制の強化
- ②分かりやすい関連情報の提供
- ③中小零細企業への普及啓発等の徹底
- ④事業系ごみのリサイクルの受皿整備を図る

指定袋制導入の具体的あり方について

- ⑤許可業者収集ごみへの指定袋制の導入の検討
- ⑥排出事業者への指導・管理体制の強化
- ⑦経済的インセンティブを活用したごみ減量・リサイクルの促進
- ⑧小規模事業所への不適正排出指導の強化(家庭ごみ⇒許可業者へ)

ウ 家庭ごみ有料指定袋制導入に当たっての市議会付帯決議

付帯決議

- ①事業系ごみの分別・リサイクルの徹底
- ②許可業者収集マンションの分別・リサイクルの徹底

【新たに検討・実施が必要な施策】

事業系ごみの減量・リサイクル促進に向けて、京のごみ戦略21の進捗状況、これまでの審議会答申、社会動向等を踏まえ、新たに検討・実施が必要と考えられる施策と、審議会における議論の必要性は下表のとおり。

また、施策実施に当たり、審議会における議論が必要と思われる項目には●印(網掛け)を施している。

関連項目番号	新たに検討・実施が必要と考えられる施策	審議会における議論の必要性
アー①	○業種・規模に応じた普及・啓発の実施	・市が実施すべき施策の方針, 内容は概ね定まっている。
アー②・⑤	・業種・規模別の相談窓口の設置, 自主行動計画の作成を支援する行政施策の実施	・審議会と並行して市が実施する事業系ごみ対策基礎調査(特に業種・規模別ごみ質調査, 資源物受け皿調査)を活用し, 事業者の減量努力を引き出すよう, 市は効果的な普及啓発等を行うべき。
アー③	→業種・規模別減量マニュアルの作成, 先進事例の紹介 など	
アー④	・商店街を中心とした中小事業者への説明会実施	
アー⑨, ⑩	・減量計画書の評価・公表・表彰等の実施 など	
イー②・③		
イー①・⑥	○排出事業者への普及啓発・指導体制の強化	・審議会から事業所指導を強化すべき旨の提言が既に市になされており, 市は早期に具体化を図るべき。
イー⑧	○事業所付住宅等少量排出事業所対策の検討	
アー⑥, イー⑦	●ごみ分別にインセンティブが働く料金設定の検討	●指定袋制導入を検討すべきという答申が既に市になされているが, 家庭ごみと同じく様々な導入手法が考えられるため, 関係する各主体の意見を十分に踏まえた上で選択する必要があると思われる。
アー⑦, イー⑤	●適正排出促進, 料金徴収手段の両側面からの指定袋制の導入の検討	
アー⑧	●民間受け皿の状況を踏まえたうえでの告示産廃の受入継続必要性の検討	●受け皿状況や他都市の状況等を把握し, 直接関連する主体である排出事業者及び許可業者の意見を十分踏まえた上で実施する必要がある。
アー⑪・⑭, イー②・③	●資源化可能な事業系一般廃棄物の受入継続必要性の検討(●受け皿把握と情報提供, 搬入指導強化がセット)	
アー⑫, イー④	●民間による再資源化受け皿整備の支援・促進	●市は可能な範囲で支援すべき。
アー⑬, イー④	●事業系缶・びん・ペットボトルの市資源化施設での受入必要性の検討	●「京のごみ戦略21」策定以降, 事業者責任徹底(民間→民間による処理)の流れは加速しており, 再度議論が必要。
イー①	●市関与による事業系厨芥類資源化施設整備の検討	●「京のごみ戦略21」には無い考え方であり, 国の動向, 受け皿状況等を踏まえ再度議論が必要。
ウー②	○許可業者マンションの資源ごみ分別促進	・個別のマンションに対する啓発を実施するなど, 既に市で具体的に検討が進められている。

※「ウー①」は、事業系ごみ対策全般に係る項目であるため上表では省略

2 これまでの事業系ごみ減量化等に関する京都市の取り組み

- S47.3～ 廃棄物処理法第11条2項の規定に基づき、市が一般廃棄物と合わせて処分する産業廃棄物を告示（告示産廃）
- H 6.4～ 事業用大規模建築物（延床 3,000 m²以上）の所有者への減量指導減量計画書の作成
- H 9.7 秘密書類リサイクル事業開始
持込ごみ手数料改定 700 円／100kg
- H12.6 減量計画書を作成すべき事業用大規模建築物の対象拡大
（大規模小売店舗については延床 1,000 m²以上に拡大）
- H13.7～ 告示産廃の持込量に制限（100 t／月）
持込ごみ手数料改定 料金体系に累進性を導入

クリーンセンター		東部山間埋立処分場	
500kg まで	800 円／100kg	1 t まで	800 円／100kg
> 500kg ≤ 2 t	1,200 円／100kg	> 1 t ≤ 3 t	1,200 円／100kg
2 t 超	1,600 円／100kg	3 t 超	1,600 円／100kg

- H13～ 家電リサイクル法施行による家電4品目の受入停止
- H13.8～ 持込ごみ多量搬入者（6 t／月以上）の登録制度を開始
- H14.7～ 建設リサイクル法の施行に伴い、木くず、がれき類の持込を原則禁止
木くず等の民間処理業者への誘導
- H17.7～ 産業廃棄物の持込量に制限を強化（50 t／月）
持込ごみ手数料改定 累進性を強化

クリーンセンター		東部山間埋立処分場	
300kg まで	1,000 円／100kg	600kg まで	1,200 円／100kg
> 300kg ≤ 1 t	1,400 円／100kg	> 600 kg ≤ 2 t	1,600 円／100kg
1 t 超	1,800 円／100kg	2 t 超	2,000 円／100kg

- H16～ 食品リサイクル法に基づく厨芥類の収集運搬業許可を付与
- H18.4～ 許可業者搬入手数料の新設
- H19.4～ 減量計画書と作成すべき事業用大規模建築物に対象拡大
（延床 1000 m²以上のすべての建築物）

○京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)	○京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(抜粋)
(本市が行う産業廃棄物の処理) 第 22 条 法第 11 条第 2 項の規定により本市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物で別に定めるものの処分とする。	(本市が処分する産業廃棄物) 第 9 条 条例第 22 条に規定する産業廃棄物で別に定めるものは、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる者が本市の区域内において排出した産業廃棄物で別に定めるものとする。 2 市長は、本市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項に規定する産業廃棄物の処分を行わないことがある。
(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) 第 23 条 本市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。 2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が同項の基準に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。	(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準) 第 11 条 条例第 23 条第 1 項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 本市の区域外において生じた廃棄物を搬入しないこと。 (2) 特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物を搬入しないこと。 (3) 重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)を搬入しないこと。 (4) 条例第 22 条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないこと。 (5) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、焼却による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 - ア 可燃物であること。 - イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 (6) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、破碎による処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、前号イに掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 (7) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、埋立てによる処分を行う施設に搬入しようとする場合においては、次に掲げる要件に該当する廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。 - ア 不燃物であること。 - イ 有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 (8) 本市が設置する一般廃棄物処理施設のうち、特定の廃棄物の再生を目的とする施設に搬入しようとする場合においては、当該特定の廃棄物以外の廃棄物を搬入しないこと。

○本市が処分する産業廃棄物

昭和 47 年 3 月 31 日

告示第 308 号(制定)

昭和 59 年 3 月 31 日告示第 345 号

平成 13 年 3 月 30 日告示第 431 号

平成 14 年 5 月 1 日告示第 150 号

平成 17 年 5 月 2 日告示第 197 号

平成 13 年 3 月 30 日京都市告示第 431 号(本市が処分する産業廃棄物)を、平成 14 年 7 月 1 日から次のように改めます。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 9 条第 1 項に規定する別に定める産業廃棄物を次のとおり定める。

1 種類

第 1 類 紙くず，木くず(竹，小片又は建具若しくは家具に係るものに限る。)及び繊維くず

第 2 類 ガラスくず，コンクリートくず(小片に限る。ただし，工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。)，陶磁器くず及び第 1 類に掲げる産業廃棄物を焼却したもの

第 3 類 がれき類(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する特定建設資材廃棄物に該当するものについては，小片に限る。)

2 形状等

(1) 種類に定める第 1 類から第 3 類までの区分に分別されていること。

(2) 有害物質又は危険性のあるものを含まないこと。

(3) 飛散するおそれのあるものについては，容易に破れない容器に入れられているものであること。

(4) ガラスくず又は陶磁器くず等取扱いに危険が生じるおそれのあるものについては，こん包する等の措置がなされていること。

(5) あらかじめ，中空状態でないようにし，かつ，おおむね 30 センチメートル以下に破砕又は切断されている等処理に支障を来さないような形状であること。

3 搬入量

(1) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 1 類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月 50 トン以下であること。

(2) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 2 類及び第 3 類の産業廃棄物を本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が毎月 50 トン以下であること。

(3) 一の事業者又は一の産業廃棄物収集運搬業者が種類に定める第 1 類の産業廃棄物中木くずのうち小片，第 2 類の産業廃棄物のうちコンクリートくず又は第 3 類の産業廃棄物のうち特定建設資材廃棄物に該当するものを本市の設置する一般廃棄物処理施設に搬入する量が 1 回につきおおむね 200 キログラム未満であり，かつ，おおむね 1 立方メートル未満であること。

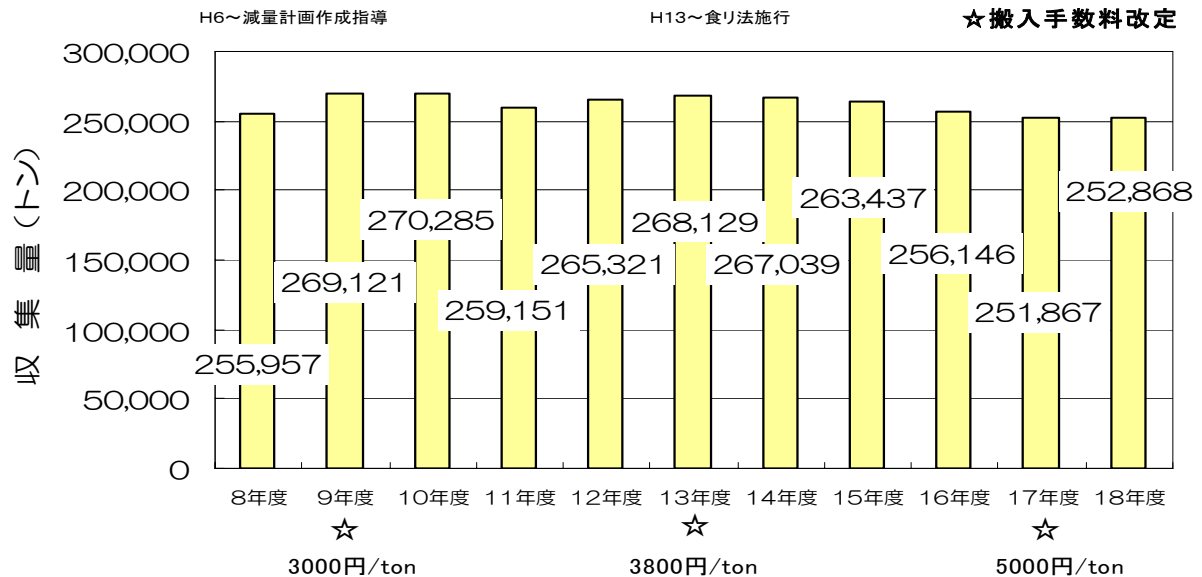
3 事業系ごみの現状について

【資料3】

(1) 事業系ごみ量の推移

業者収集、持込ごみ量の推移（収集量ベース）を平成8年度から平成18年度の過去11年間で対比してみると、以下のとおりとなっている。

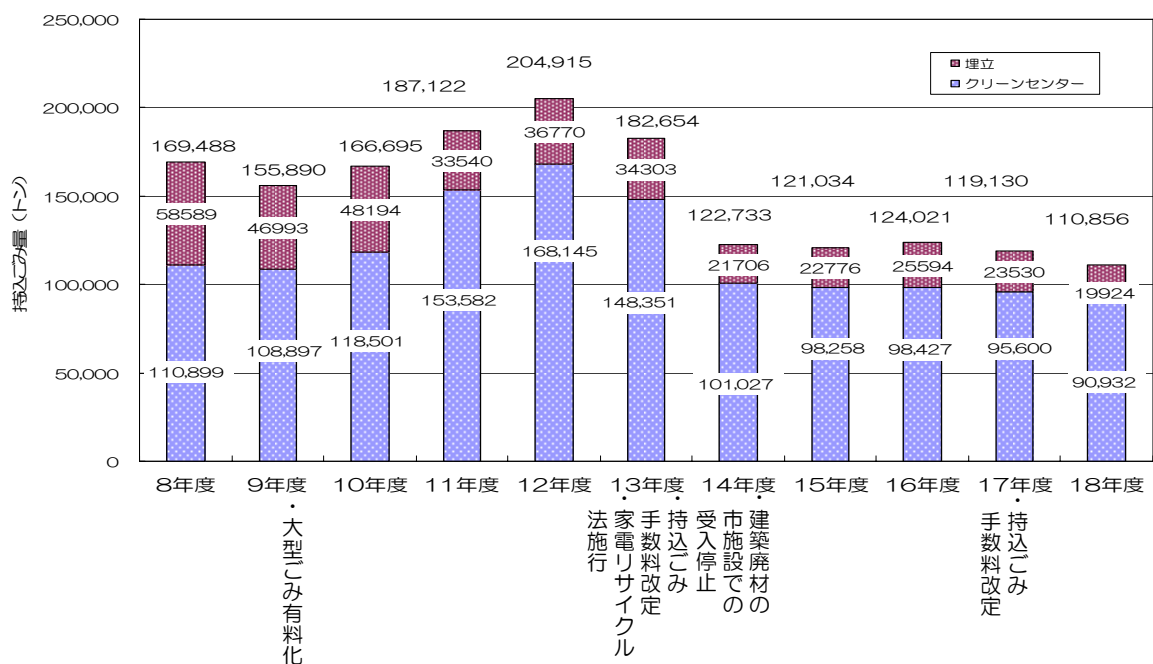
① 業者収集ごみ（業者収集マンションごみを含む）



② 持込ごみ（クリーンセンター、埋立処分地）

平成8年度からクリーンセンターへの持込が約18%（約11.1万t→9.1万t）、埋立処分地への持込が約66%（5.9万t→2.0万t）減少している。

平成13年7月の手数料改定や平成14年7月の建設リサイクル法施行にともなう廃木材等のリサイクル誘導・本市処理施設への原則受入停止（1回の搬入量をおおむね200kg未満、かつ、おおむね1立方メートル未満に制限）により大幅に減少しているが、平成15年度以降はその効果も薄れつつある。



(2) 事業系ごみのごみ質

① 業者収集ごみ

ごみの種類別にごみ質（平成18年度）を見てみると、紙類が約49%と最も大きい割合であり、そのうち古紙類（新聞、雑誌、段ボール）が約半分を占めている。次に、厨芥類が約20%、プラスチック類が約16%となっており、紙類、厨芥類、プラスチック類の3組成で約80%を占めている。

業者収集ごみのごみ質

（平成18年度）

種 類				湿重量比（％）	
紙類	資源化可能な紙類	古紙類	新聞類	5.17	
			雑誌類	2.83	
			ダンボール	14.76	
			P Rに使われた紙	1.96	
			OA紙	0.41	
		紙パック	飲料用アルミ無し	0.55	
			飲料用アルミ有り	0	
			食料用	0	
		その他紙製容器包装材			10.09
		その他資源化可能な紙			0
	計			35.77	
	資源化困難な紙類	シュレッダー		0.91	
		むつ紙お	大人用	1.16	
			子供用	1.61	
		その他資源化困難な紙		9.68	
		計		13.36	
計				49.13	
プラスチック類（ペットボトルを除く）				18.52	
厨芥類				16.89	
缶・ビン・ペットボトル				1.97	
その他				13.49	
合 計				100	

※クリーンセンターにおける平成18年度業者収集ごみ質調査結果

注）本調査はクリーンセンターでのサンプリング結果であり、厨芥類から出た多数の水分を含んでいることから、実際に再資源化できる紙の量は本年度実施する「事業系ごみ減量対策基礎調査」で、排出段階で把握する必要がある。

② 持込ごみ（クリーンセンター、埋立処分地）

施設の種類別に、ごみ質（平成18年度）を見てみると、クリーンセンターへの持込ごみのうち木竹類が 66.22%と最も大きい割合であり、そのうち建設木くず（産廃）が全体の 16.03%を占めている。次に紙類が 18.84%を占めており、木竹類，紙類の2組成で80%以上を占めている。

一方、埋立処分地については、石膏ボードが全体の 48.46%を占め、次いでコンクリート・アスファルトが 16.28%，サイディングボード等が 15.24%を占めている。

（平成18年度）

大区分		湿重量比 (%)
中区分	小区分	
クリーンセンター		100.00
木竹類		66.22
	建設木くず（産廃）	16.03
	棒・板（主にパレット）	10.62
	箱	9.40
	生木（主に剪定枝）	17.20
	その他（わら・花等）	12.97
	紙類（内容未把握）	18.84
	その他	14.94
埋 立		100.00
コンクリート・アスファルト		16.28
ガラス類		3.22
陶器類		8.38
その他不燃		72.12
	石膏ボード	48.46
	サイディングボード・モルタル・断熱材 等	15.24
	その他（金属・土砂・石等）	8.42

○ 表中網掛け部分の品目：産業廃棄物が含まれる

(3) 各クリーンセンターの施設概要

名 称	東北部クリーンセンター	東部クリーンセンター	南部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	京都市左京区 静市市原町1339	京都市伏見区 石田西ノ坪2-18	京都市伏見区 横大路八反田29	京都市右京区 梅ヶ畑高鼻町27
竣 工	平成13年3月31日	昭和55年9月12日	昭和61年6月3日	平成19年1月
焼却能力	700t/日 (350t/24h ×2基)	600t/日 (200t/24h ×3基)	600t/日 (300t/24h ×2基)	400t/日 (200t/24h ×2基)
破碎能力	80t/日 (40t/6hr ×2基)	【回転式】 120t/6hr ×1基	240t/6hr ×1基	
	2軸せん断式	【せん断式】 48t/6hr×2基	三菱ハンマーミルズ シュレッダー	
発電能力	15,000KW (最大)	8,000KW (4,000KW×2基)	8,800KW (最大)	8,500KW (最大)

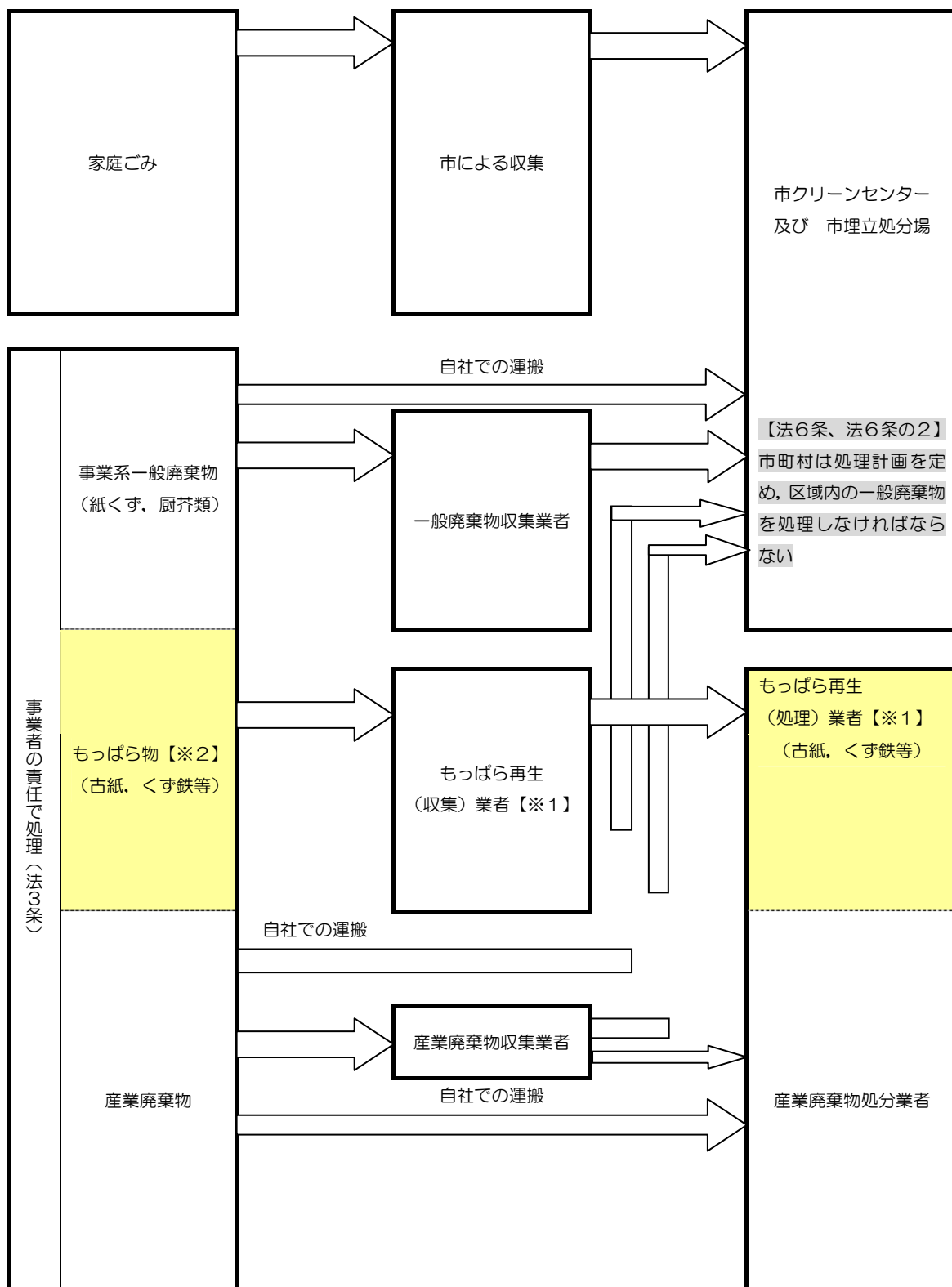
名 称	東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)
所在地	京都市 山科区小野御所ノ内町 ～伏見区醍醐陀羅谷町他
竣 工	平成12年度から
面 積	総面積約156ha (うち埋立面積約24ha)
埋立容量	約450万m ³



(4) 持込ごみの処理手数料

搬入場所		【持込ごみの処理手数料】					
クリーン センター	可 燃 物	1 回の搬入量 (k g)	100 ~300	400 ~1000	1100~	(2000)	(3000)
		ごみ処理手数料 (円)	1000 ~3000	4400 ~12800	14600 ~	(30800)	(48800)
東部山間 埋立処分場	不 燃 物	1 回の搬入量 (k g)	100~600		700~2000		2100~ (3000)
		ごみ処理手数料 (円)	1200~7200		8800~29600		31600~ (49600)
一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合		1 0 0 0 円 / 1 0 0 k g までごと（平成 2 6 年 4 月から）					
		経過措置	平成 2 0 年 3 月まで		平成 2 3 年 3 月まで		平成 2 6 年 3 月まで
			5 0 0 円		6 5 0 円		8 0 0 円

(5) 廃棄物の処理の流れ



※1 もっぱら再生業者

廃棄物処理法第7条の中で、専ら再生利用のみを業として行っている事業者（古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維を専門に扱っている者）を指す。これらの業者は処理業許可不要とされている

※2 もっぱら物

もっぱら再生業者が扱っている4種（古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維）を、業界では専ら物と称している。

■検討すべき施策と実施する調査内容（○数字は次ページ以降の調査概要の数字と符合）

	検討すべき施策	審議会における議論の必要性	把握すべき項目のポイント	調査内容
1	●ごみ分別にインセンティブが働く料金設定の検討 ●適正排出促進，料金徴収手段の両側面からの指定袋製の導入の検討	●指定袋制導入を検討すべきという答申が既に市になされているが，家庭ごみと同じく様々な導入手法が考えられるため，関係する各主体の意見を十分に踏まえた上で選択する必要があると思われる。	◇先行自治体（広島市，神戸市等）における減量に対するインセンティブが働く手法の導入効果と京都市への適用性の把握 ◇減量に対するインセンティブが働く手法に対する許可業者の理解と導入時の課題把握 ◇減免制度廃止の経過措置中における新たな制度の適用方法等の検討	①排出事業者へのアンケート調査（意向調査） ④一般廃棄物収集運搬許可業者の意向調査 ⑥減量に対するインセンティブが働く手法に関する調査（他都市の動向調査等）
2	●民間受け皿の状況を踏まえたうえでの告示産廃の受入継続必要性の検討	●受け皿状況や他都市の状況等を把握し，直接関連する主体である排出事業者及び許可業者の意見を十分に踏まえた上で実施する必要がある。	◇民間受け皿施設の有無と受入状況の把握 ◇事業系ごみ中の再資源化可能な量等把握 ◇市施設への搬入理由と受け皿施設への誘導の可能性の把握 ◇持込ごみの組成（一廃，産廃比率，産廃木くず等の比率等）把握 ◇古紙等の分別搬入に対するストックヤードの確保と運営の仕組みの検討	①排出事業者へのアンケート調査（意向調査） ②事業系ごみ質実態調査 ③市の施設への持込ごみ調査（組成調査，意向調査） ⑤民間再資源化業者等の稼働状況調査 ⑥他都市の関連動向調査
3	●資源化可能な事業系一般廃棄物の受入継続必要性の検討（○受け皿把握と情報提供，搬入指導強化がセット）			
4	●民間による再資源化受け皿整備の支援・促進	●市は可能な範囲で支援すべき。	◇公共関与による支援方法の検討	⑤民間再資源化業者等の稼働状況調査 ⑥他都市の関連動向調査 ⑥国等の動向
5	●事業系缶・びん・ペットボトルの市資源化施設での受入必要性の検討	●「京のごみ戦略21」策定以降，事業者責任徹底（民間→民間による処理）の流れは加速しており，再度議論が必要。	◇排出実態の把握（缶・びん・ペットボトル等の比率） ◇排出事業者の分別排出と許可業者による分別収集の可能性の把握 ◇民間受け皿施設の有無と受入状況の把握 ◇告示産廃として市で受入，民間施設の再生利用業指定等法的な対応状況	①排出事業者へのアンケート調査（意向調査） ②事業系ごみ質実態調査 ④一般廃棄物収集運搬許可業者の意向調査 ⑤民間再資源化業者等の稼働状況調査 ⑥他都市の関連動向調査
6	●市関与による事業系厨芥類資源化施設整備の検討	●「京のごみ戦略21」には無い考え方であり，国の動向，受け皿状況等を踏まえ再度議論が必要。	◇排出実態の把握（厨芥類の比率） ◇排出事業者の分別排出と許可業者による分別収集の可能性の把握 ◇収集機材等の開発動向の把握	①排出事業者へのアンケート調査（意向調査） ②事業系ごみ質実態調査 ④一般廃棄物収集運搬許可業者の意向調査 ⑥国の動向 ⑥技術開発動向

■ 事業系ごみ減量対策基礎調査の概要

1. 排出事業者へのアンケート調査（実態把握，意向調査）

（1）調査概要

○市内 2,000 事業所（事業所・企業統計調査）に対してアンケート調査を実施し，事業系ごみの処理・資源化の流れの実態を推計するとともに，許可業者との契約方法の実態，収集運搬料と処分料の明確化による，ごみ減量促進の可能性，収集時計量への意向，全般的なごみ減量・資源化の可能性と促進策，事業系ごみの長期的動向に関する実態（セントラルキッチン導入率と仕入れ先等）などを把握する。

（2）アンケート項目

1）排出実態

①ごみ減量検討のための社内体制の有無

②ごみの分別排出の状況

③食品廃棄物への対応

（調理場等の食品廃棄物と紙ごみ等の混合排出状況，脱水装置や生ごみ処理機の設置状況，魚アラ等のリサイクル状況）

④ごみ排出量の把握（計量）状況

⑤ごみ処理・リサイクル方法別排出量（市内事業系ごみの流れの定量的推定に活用）

★ごみの排出重量を把握している事業所は少ないため，1 週間に排出されるごみ袋やポリバケツの個数を聞いて容積から重量に換算して定量的な流れを把握する。

〔質問形式の一例〕

ごみの種類	処理方法 ★1つの欄には1つの方法を記入	排出状況 〈基本的には(ア)に記入。重量がわかっている場合は(イ)に、トラック単位等は(ウ)へ記入〉		
		(ア)最近1週間の平均排出量 ★a:ごみ袋(バケツ)の大きさ(ℓ) b:1回の収集に排出する袋数 c:1週間の収集等回数	(イ)月排出量	(ウ)トラック単位等での排出量
可燃ごみ	主な方法の番号	a: _____ ℓの袋(バケツ)で、 1回の収集(持ち込み)にb: _____ 袋排出し、 1週間にc: _____ 回 収集を依頼(持ち込む)	1か月に () kg	
	補助的な方法の番号	a: _____ ℓの袋(バケツ)で、 1回の収集(持ち込み)にb: _____ 袋排出し、 1週間にc: _____ 回 収集を依頼(持ち込む)	1か月に () kg	

2）許可業者とのごみ処理料金の契約方法の現状把握

①ごみ処理料金の内訳等の認識状況

- ・京都市へのごみ処理手数料が含まれていることの認識度

②許可業者との契約内容

- ・室内清掃と一体，賃貸料と一体
- ・個別契約で収集と処理が一体，基本料金と従量契約

③契約金額と料金に対する意向

④減免措置の段階的廃止の認識度

3) 有料指定袋制，収集時計量の導入に対する意向

- ごみ減量行動がごみ処理費用の軽減に結びつくことへの意向（ただし逆もあり）
- 2つの支払先の発生，便乗値上げの懸念，有料指定袋の購入，一定容量の容器での排出（札幌方式）等に対する負担感

4) 事業系ごみの減量・リサイクルの可能性の有無や促進する方策

- 資源化できそうなごみの排出状況
- ごみ減量・リサイクルの阻害要因
（保管場所がない，引き渡し先情報がない，資源化しても費用削減に結びつかないなど）
- 情報提供，マニュアル配布，事例紹介，分別収集の仕組みづくりなどの減量・リサイクルを促進する方策

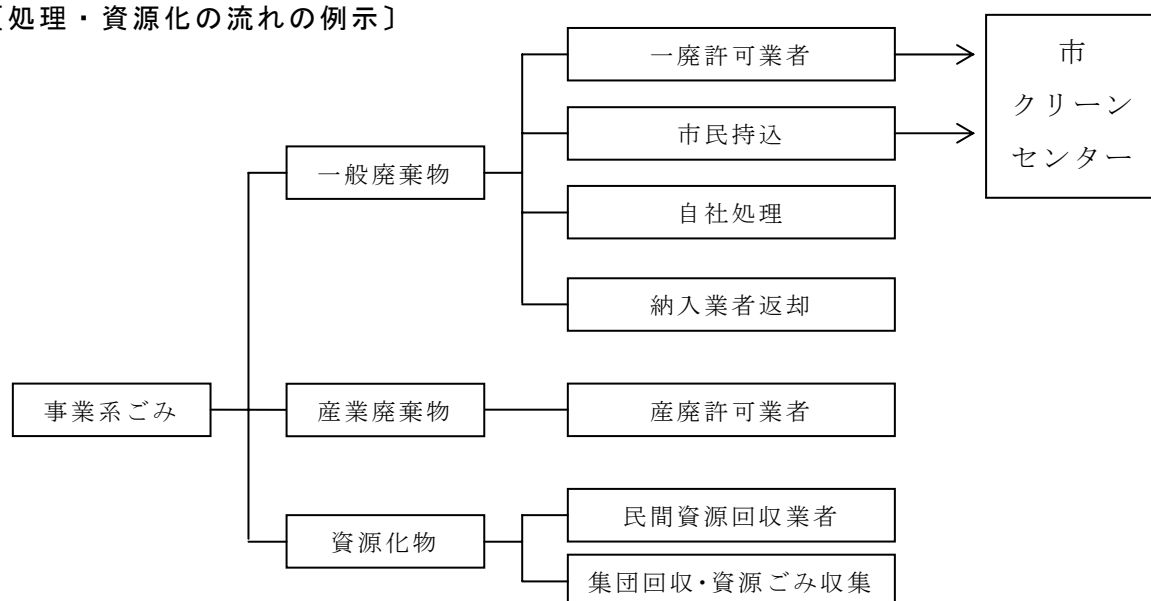
5) 長期的な事業系ごみの動向

- 調理のセントラルキッチン化，パッケージング会社による生鮮食品のパッケージ化，段ボールの通い箱化等による事業系ごみの将来の発生動向

(3) 事業系ごみの処理・資源化の流れの実態の推計方法

- アンケートから得た従業者1人当たりの種類別処理方法別ごみ排出量に平成16年の京都市業種別従業者数を乗じて事業系ごみ（産業廃棄物は除く）の処理・資源化の流れの全体像を推計する。

〔処理・資源化の流れの例示〕



(4) 調査時期

<調査準備>

調査票設計，名簿入手，調査票印刷等 5月～6月20日頃

※名簿入手期間＝3週間程度必要

<調査実施>

6月30日～7月20日頃

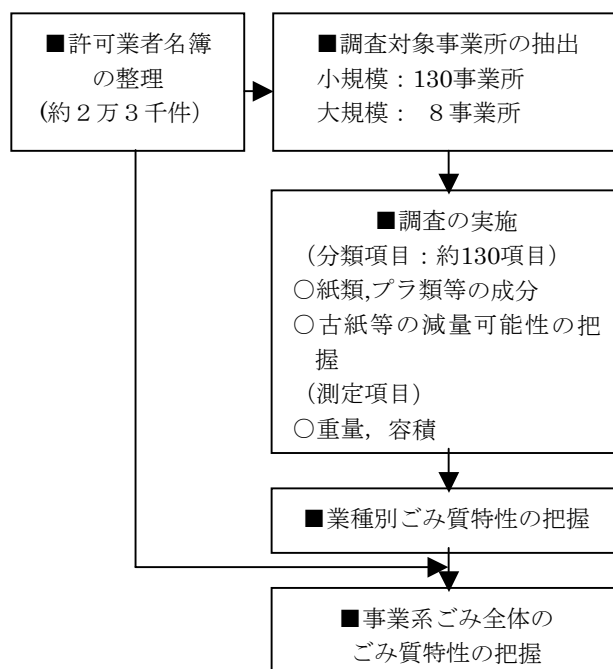
<集計・整理>

7月20日～8月30日頃

2. 事業系ごみ質実態調査

(1) 調査概要

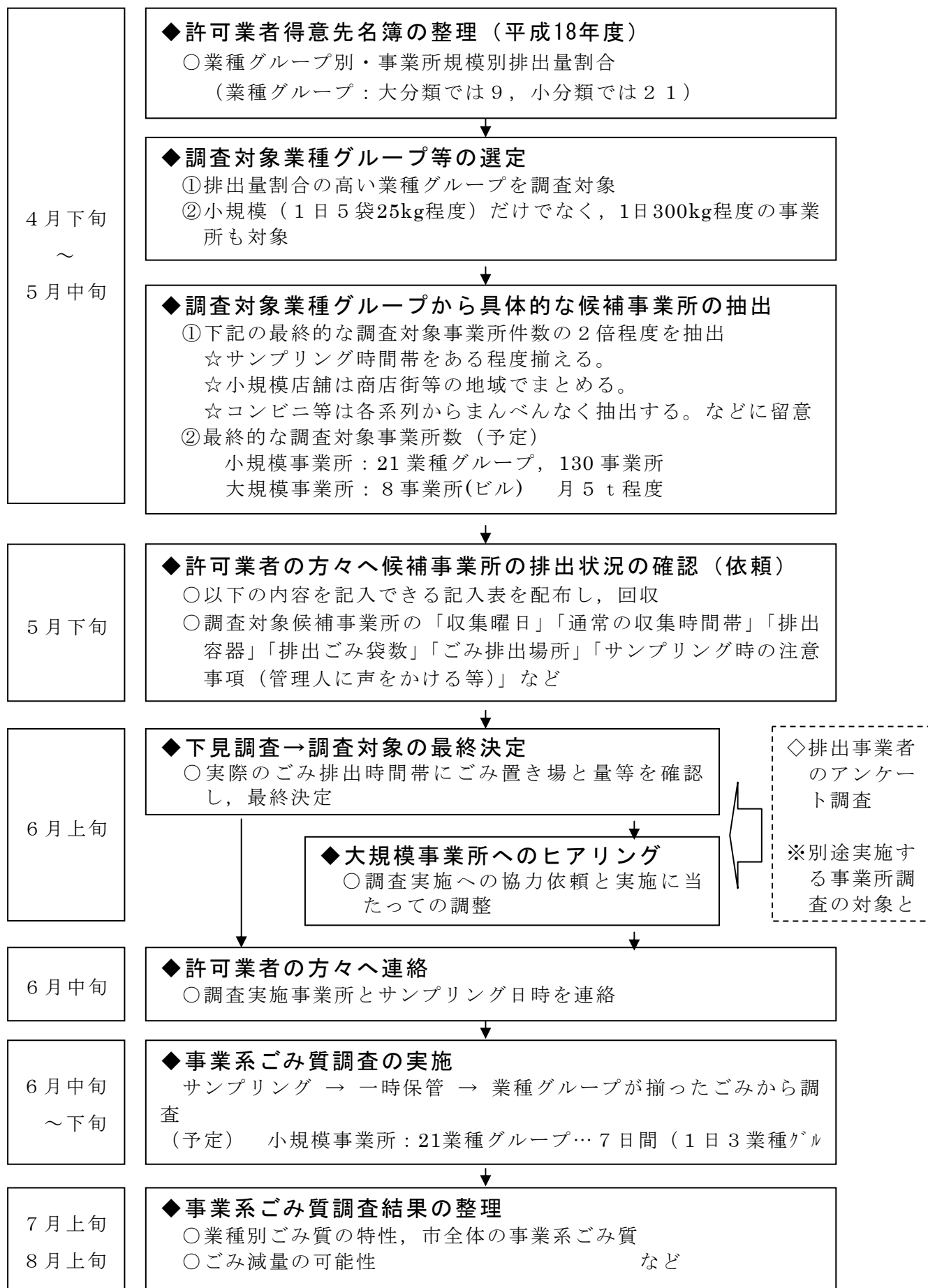
○許可業者名簿を用いて市内の事業所を21業種に分け，各業種毎に小規模事業所では2～10事業所抽出し合計130事業所，大規模事業所（月5t程度）では合計8事業所を調査対象として，排出事業所から直接サンプリングする手法で事業系ごみ質実態調査を実施する。



(2) 調査結果の整理

- ①製造業，小売業（スーパー，コンビニ，その他一般），飲食店（ファーストフード，レストラン，一般飲食店），事務所，ホテル・旅館，学校などの業種別ごみ質特性（紙系・食品系等のごみ質，ごみ減量の可能性等）の把握
- ②許可業者得意先名簿から得た業種別排出量割合で調査結果を加重平均して全市平均的なごみ質とごみ減量の可能性の把握

〔調査全体の流れ〕



＜資料１＞調査対象事業所

☆全体のごみ量割合１％未満 ５件抽出（０.０％は除く）

１％以上～５％ １０件（又中規模２件）

５％以上 １０件＋大規模（１～２ビル）

業種グループ	全 体		5t/月以上 排出 事業所数	調査対象 (小中事業所) ※目安		大規模 事業所	１店舗当たり 排出量(全体) (kg) ※260日営業 換算
	ごみ量 割合	事業所数		対象	件数		
農林水産業	0.0%	3	0				—
鉱業	0.0%	2	0				—
建設業	0.3%	167	0	①	5		17
製造業	(4.7%)	(1,709)					
食品系	1.6%	251	7	②	2 (中)		62
金属系	0.7%	367	2	③	5		20
その他	2.4%	1,091	5	④	10		21
卸売業	3.3%	(932)	7				
食品系	1.3%	240	4	⑤	2 (中)		52
その他	2.0%	692	3	⑥	10		29
小売業	(26.7%)	(4,324)					
百貨店・スーパー （テナントビル含む）	16.6%	552	133	⑦	2 (中)	実施 (2)	290
コンビニ	1.7%	440	1	⑧	10		37
その他 （食品と物品を適切な割合で採取）	8.4%	3,332	25	⑨	10	実施 (2) 市場 家電等	25
飲食店	(26.4%)	(7,425)					
ファーストフード	0.9%	251	2	⑩	5		36
レストラン （テナントビル含む）	20.5%	5,080	41	⑪	10	商業ビル (1)	39
喫茶店等軽食店	5.0%	2,094	5	⑫	10		23
事務所・営業所 （テナントビル含む）	6.2%	1,844	14	⑬	10	オフィス ビル (1)	33
サービス業	(21.0%)	(3,809)					
ホテル・旅館	5.4%	293	35	⑭	2 (中)	実施 (2) ホテル 旅館	180
病院・福祉施設	4.9%	975	36	⑮	2 (中)		50
学校	2.8%	553	9	⑯	10		79
駅・娯楽施設等	2.9%	387	14	⑰	2 (中)		74
作業的サービス（GS等）	2.5%	752	6	⑱	10		34
その他（生活関連含む）	2.4%	849	10	⑲	10		28
合計	88.6% (*)	20,215	368	19	127	8	8.7

注）＊：マンション・アパート等 11.4％を除く。

＜資料２＞事業系ごみ分類表

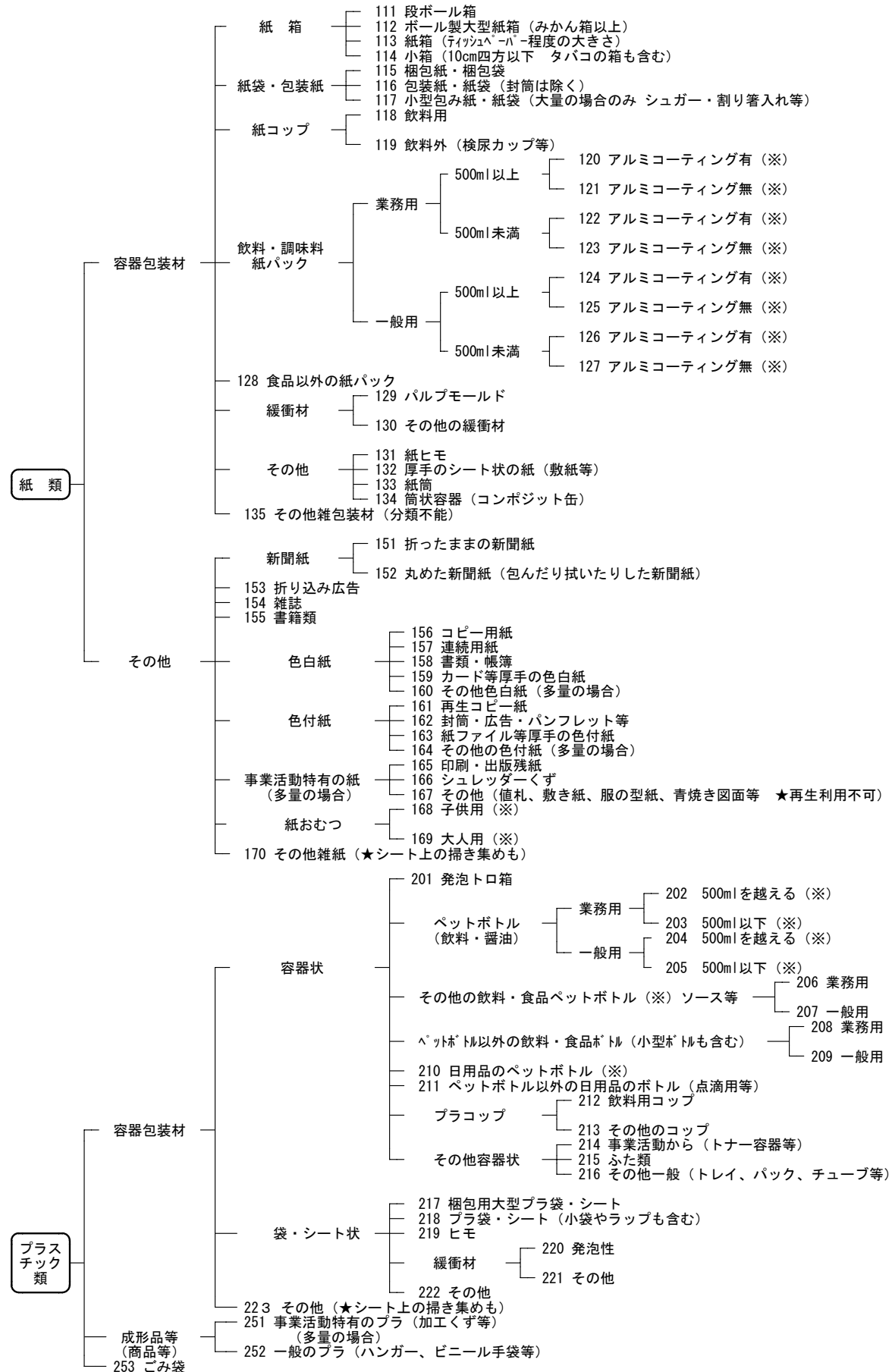
★ごみ袋内に手を入れてかき混ぜないこと（危険）

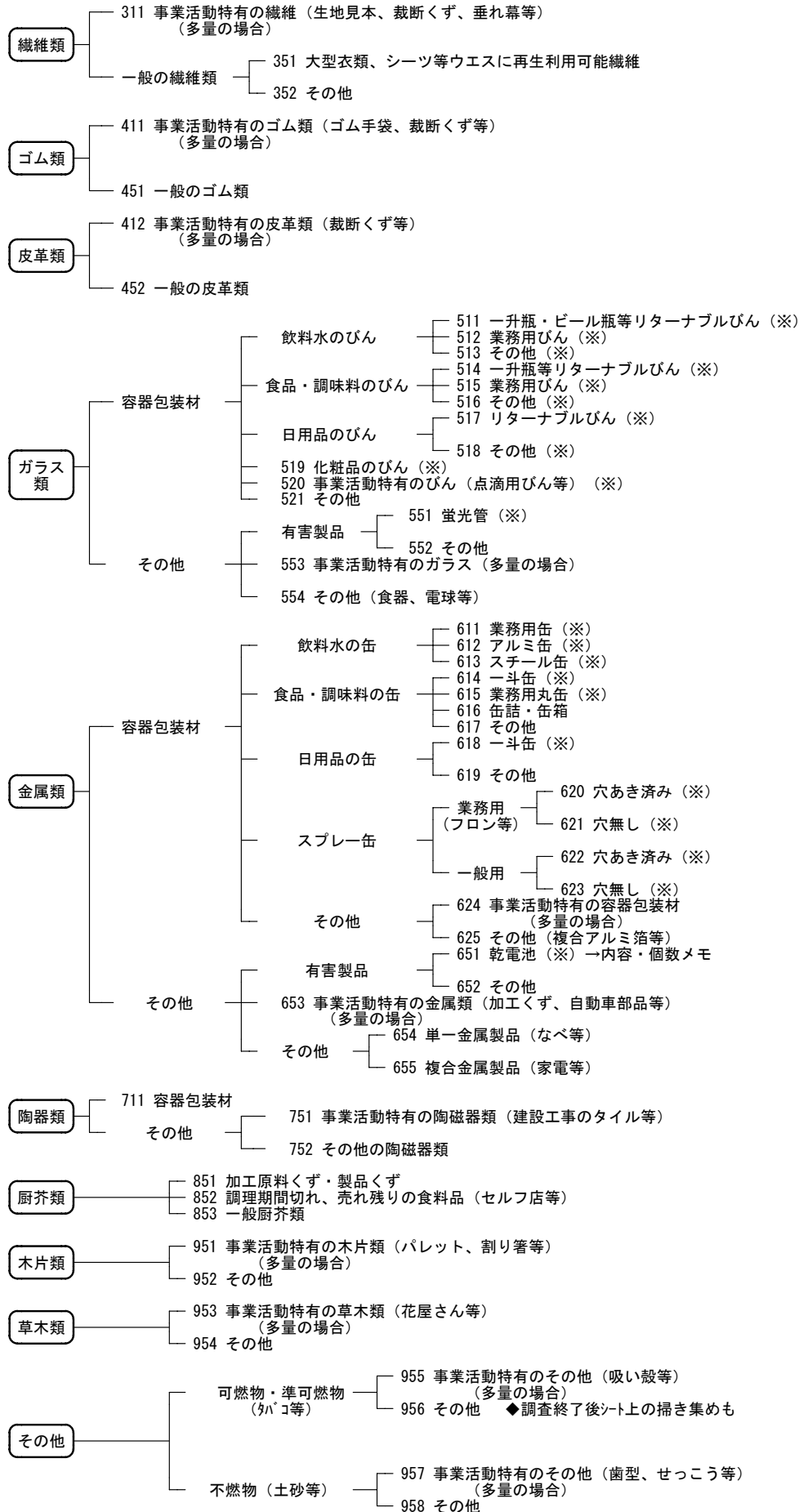
★分類作業後のビニール袋には必ずコード番号を書くこと

★業種別にごみ質調査を行うので、他の業種のごみと混合させないこと。

★（※）印の有るものは個数も計ること。

★多量とは厚さ 1 cm 以上が目安。





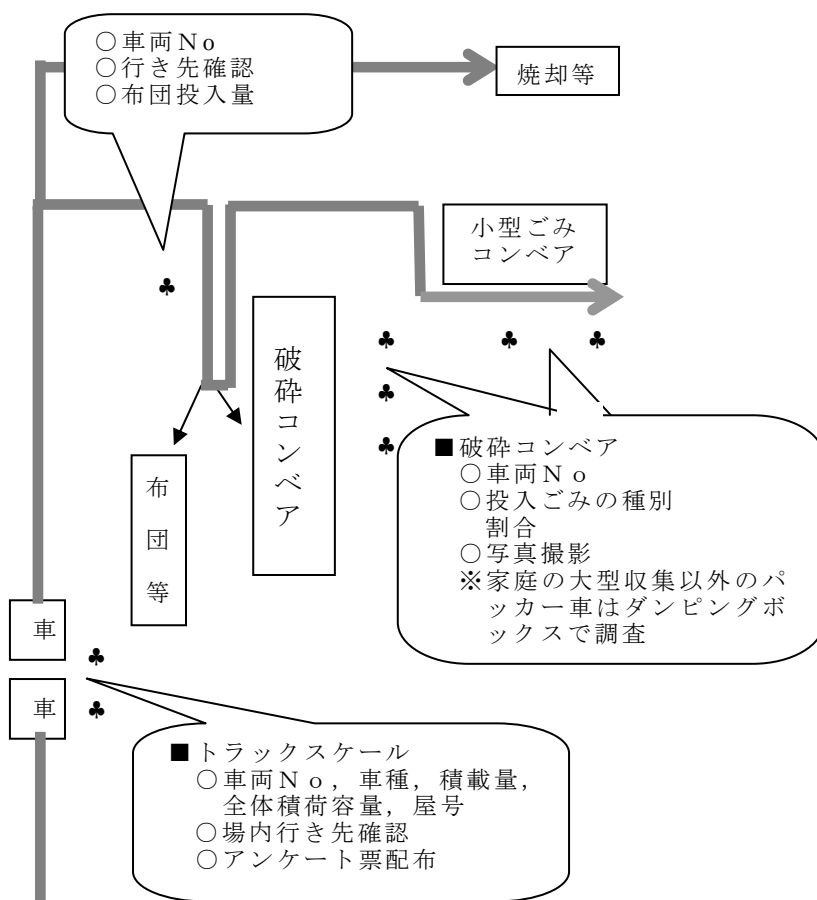
3. 市の施設への持込ごみ調査（組成調査，意向調査）

（１）調査概要

- 定例の持込ごみ調査をフォローするための詳細調査であり，例えば木くずであっても家具等に該当するものか建設系の木くずであるのかなどの判断をするとともに，持込ごみ全体に対する産廃系比率等を把握する。
- 市の受入施設（東部山間処分場，各クリーンセンター（南部，東部，東北部））へ搬入される持込ごみの組成と，発生場所，発生由来，持込理由，資源化の可能性などについて把握する。
- 持込ごみの組成は目視による種類別割合把握と写真撮影とする。調査件数は1日の搬入件数とし，東部山間処分場80台程度，クリーンセンター200～250台程度が調査対象となる。
- 発生場所，発生由来，持込理由，資源化の可能性などについては搬入者に調査票を1週間配布し郵送で回収する。配布予定数は，東部山間処分場700台/週間，各クリーンセンター1,000～1,300台/週間である。

（２）調査方法

- 南CCでの調査を例として調査方法の概略を整理した。



★容積×見かけ比重で重量に換算

★持込ごみ搬入申告書（申請者，住所，ごみ種，搬入重量等）と車両Noでリンクさせる。

(3) 調査項目

1) 搬入者へのアンケート調査

- ①搬入したごみの種類
- ②搬入業種
- ③発生場所
- ④発生由来
- ⑤搬入理由
- ⑥資源化の可能性 など

2) 搬入ごみ質分類項目

(破砕施設大型)

- 1.木くず
 木製家具類 (解体家具含む)
 建具
 ディスプレイ廃材
 パレット
 生木
 木片
 建設系廃材
 木を主体とした製品
- 2.プラスチック製製品
- 3.スチール製品
- 4.家電製品・照明器具・OA製品
- 5.蛍光管
- 6.電気等工事ごみ (配線・配管など)
- 7.自転車等乗り物
- 8.ソファ等
- 9.じゅうたん・カーペット・ござ
- 10.畳
- 11.スプリングマット
- 12.金属を主体とした製品
- 13.プラスチックを主体とした製品

(可燃系小型)

- 14.一般古紙系
- 15.書類系
- 16.おがくず
- 17.剪定枝
- 18.反物
- 19.衣服
- 20.生ごみ・冷凍食品
- 21.紙くず
- 22.ペットボトル等容器類
- 23.容器に入れたごみ

(埋立ごみ)

- 1.石膏ボード
- 2.煉瓦・瓦
- 3.サンディング
- 4.断熱材
- 5.屋根材
- 6.がれき類
- 7.ガラス類
- 8.陶磁器類
- 9.びん・缶等容器類
- 10.土砂
- 11.金属くず
- 12.コンクリート製品
- 13.パイプ等配管類

(4) 調査時期

<調査準備>

調査方法の設計と現場との調整 5月～6月5日頃

<調査実施>

6月6日頃～15日頃（1週間）

<集計・整理>

6月15日～7月30日頃

4. 一般廃棄物収集運搬許可業者の意向調査

(1) 調査方法

○ 84 許可業者全社に対して郵送アンケート調査を実施。

(2) 調査項目

1) 営業活動の概要

- ①会社組織・従業者数
- ②一般廃棄物の収集運搬以外の事業活動の有無（産廃、ビルメンテ、その他）

2) ごみ料金の設定方法等

- ①ごみ処理手数料の契約方法
- ②手数料決定の要素や料金の単位
- ③ごみ量の増減や質の変化に対してどう対応しているのか？
- ④排出事業者と契約上でトラブルが起こる主な内容は？

3) 排出事業者の減量・再生利用促進に動機付け（インセンティブ）の働く方法の検討

- ①収集運搬料金（許可業者）と処分料金（市）の徴収方法について
- ②各事業所での排出量の明確化について（計量方法等）
- ③資源化物の別ルート回収について（クリーンセンター以外への搬入状況）
- ④資源化を義務付ける品目の拡大に対する対応（古紙類、缶、ビン、ペット、厨芥等）

4) その他

- ①家庭ごみ有料化後の業者収集ごみへの影響（契約件数・内容の変化）
- ②業者収集マンションでのプラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルの分別状況について
- ③料金改定のチラシ配布時の排出事業者の対応等
- ④資源化物の小口回収システム検討
- ⑤紙おむつの対応意向（資源化等の事業場の有無等）

(3) 実施時期

<調査準備>

調査票設計 5月～6月10日頃

<調査実施>

6月10日～6月25日頃

<集計・整理>

6月25日～7月15日頃

5. 民間再資源化業者等の稼働状況調査

(1) 調査概要

○調査方法

郵送により配布・回収するアンケート調査とし、主な業者へはヒアリング調査を実施する。

○調査対象業者

京都市内・周辺（概ね京都府，大阪府，滋賀県）の下記の調査対象業者とする。

- ・一般廃棄物処理業者
- ・産業廃棄物処理業者
- ・専ら再生事業者（古紙、金属くず等）
- ・再生利用業登録業者

○調査対象品目

産業廃棄物：建設系木くず，ガラス陶磁器くず，がれき類

一般廃棄物：パレット，剪定枝，食品残渣，古紙，機密文書，びん，生きびん等

○調査項目

- ・所在地（本社・営業所，引受場所）
- ・企業情報が得られるホームページURL
- ・業の許可・登録状況（許可番号，業の区分，許可品目等）
- ・ISO等の取得状況
- ・処理施設の設備・能力
- ・年間受入可能量，受入実績
- ・再生後の製品・納入先
- ・受入品目
- ・受入条件（大きさ，性状，荷姿，含有成分の規定等）
- ・受入料金，運搬費用の負担の有無 など

(2) 実施時期

<調査準備>

調査票設計，発送先リストの作成 5月～6月20日頃

<調査実施>

6月20日～7月5日頃

<集計・整理>

7月5日～7月30日頃

6. 減量に対するインセンティブが働く手法に関する調査

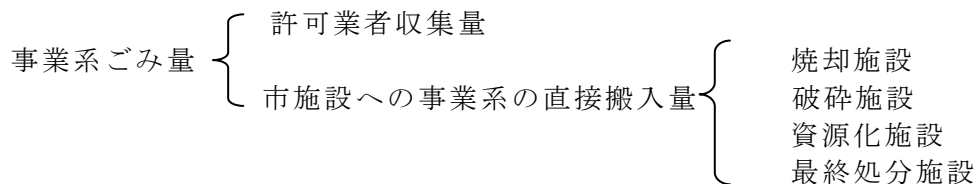
6-1 他都市の関連動向調査

(1) 調査概要

○政令指定都市（15都市）及び先進的に事業系ごみ対策に取り組んでいる都市（5都市程度）及び京都市と隣接する都市等（5都市等：城南衛生管理組合，八幡市，乙訓環境衛生組合，亀岡市，大津市）などの合計約25都市へアンケート調査を実施する。

○質問項目は以下のとおり。

- ・事業系ごみとして搬入される古紙・厨芥類・剪定枝等への対応状況
- ・事業系ごみとして搬入される缶・びん・ペットボトルへの対応状況
- ・有料指定袋制や収集時計量の実施状況，減量効果，問題点
- ・許可業者収集ごみや直接搬入ごみへの検査・指導方法や違反者への罰則
- ・告示産廃の内容や受け入れ状況、停止の検討状況，受け入れ停止の場合の周知方法
- ・ごみ処理手数料やその他の減量対策と事業系ごみ量の推移の関係



(2) 実施時期

<調査準備>

調査票設計，発送先リストの作成 5月～5月25日頃

<調査実施>

5月25日～6月10日頃

<集計・整理>

6月10日～6月30日頃

6-2 ごみ収集時計量機能付き塵芥車の実用可能性の検討

(1) 調査概要

○ごみ収集時の計量の可能性について探るため，車両メーカーから情報を収集するとともに実際に導入している業界団体等に使い勝手等のヒアリングを実施する。

★ごみ収集時計量機能付き塵芥車以外にも，効率的な収集を模索した新しい塵芥車情報も合わせて収集する。

○調査対象は以下のとおり。

<車両メーカー> 極東開発，富士重工，富士車輛，新明和工業

<自治体> 木津町（重量センサー付きごみ収集車） など

(2) 実施時期

<資料収集> 5月～8月

5 今後のスケジュール（案）

	審議内容
第1回 (5/22)	これまでの論点整理と議論の方向について 調査内容の説明
第2回 (7月末)	調査内容に基づく減量化対策の検討①
第3回 (9月中)	調査内容に基づく減量化対策の検討②
第4回 (10月中)	調査内容に基づく減量化対策の検討③
第5回 (11月中)	中間報告とりまとめ
41 本会 (12月初旬)	部会からの中間報告について
第6回 (12月末)	事業系ごみ減量化へ向けた、経済的インセンティブの模索 について①
第7回 (1月中旬)	事業系ごみ減量化へ向けた、経済的インセンティブの模索 について②
第8回 (2月中旬)	最終報告とりまとめ
42 本会 (3月中)	部会からの最終報告を踏まえた答申の内容について



3月末 答 申

政令指定都市の状況

- ① クリーンセンターでの受入を停止している事業系一般廃棄物（6都市実施）
 下記の6都市において、資源化可能物として古紙類を中心にクリーンセンターでの受入を停止している。

都市名	実施 年度	品 目
仙台市	17.4 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u> 新聞（折込チラシを含む）、雑誌・雑がみ（パンフレット・カタログ等印刷物、封筒、包装紙、紙箱など）、段ボール、コピー用紙、シュレッダー紙（機密文書含む。）
千葉市	4.10 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u> 新聞、雑誌、段ボール、紙パック
横浜市	15.12 ～	古紙類 新聞、雑誌、段ボール、OA紙、ミックスペーパー
	9.4～	缶、びん、ペットボトル
名古屋市	11.2 ～	古紙類 新聞、雑誌、雑誌、段ボール
		缶、びん、ペットボトル、発砲スチロール、スプレー缶
広島市	16.4 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u> 新聞、雑誌・パンフレット等印刷物、段ボール、OA用紙類、その他の紙類（封筒、包装紙、紙箱など）、秘密文書（シュレッダー紙含む）
北九州市	16.10 ～	古紙類
		新聞、雑誌、段ボール

※ 缶、びん、ペットボトル、発砲スチロール、スプレー缶は産廃であるが、一般廃棄物に混入しやすいことから上表に加えている。

② 市施設で資源として受け入れている事業系一般廃棄物（５都市実施）

下記の５都市において、古紙類、缶・びん・ペットボトル等を中心に市施設で受入を行っている。

都市名	実施年度	品 目	処 理 方 法
札幌市	2.3～	紙（紙くず、紙コップ） 木（割り箸、爪楊枝） 軟質プラスチック （弁当容器等）	○札幌市ごみ資源化工場に低額（※）で受入 ※受入料金：９円/kg, 可燃ごみ受入料金：１３円/kg ○固形燃料としてリサイクル
仙台市	15.9～	古紙類 （新聞、雑誌・雑紙、 段ボール、コピー用紙、 シュレッダー紙（少量に限る））	○焼却工場に隣接する環境事業所に回収庫 （３箇所）を設置し無料で受入（持込のみ） ○古紙回収組合に引渡し
	13.2～	缶、びん、店頭回収によるペ ットボトル	○資源化センター（２箇所）に低額（※）で 受入 ※受入料金：３円/kg, 可燃ごみ受入料金：１０円/kg ○家庭系と同様に処理
千葉市	17.8～	古紙類 （新聞、雑誌、段ボール、 紙パック）	○市役所、清掃工場等に古紙回収庫（９箇所） を設置し無料で受入（持込のみ） ○古紙回収組合に引渡し
神戸市	16.6～	缶、びん、ペットボトル	○資源リサイクルセンターに低額で受入 ※受入料金：４円/kg, 可燃ごみ受入料金：８円/kg ⑱からの指定袋制導入後も受入は継続
広島市	10.9～	古紙類 （新聞、雑誌、段ボール、 OA古紙）	○市リサイクル施設（２箇所）に低額で受入 ※受入料金：６.９円/kg, 可燃ごみ受入料金：９.８円/kg ○家庭系資源物と合わせて選別委託業者に引 渡し

※ 缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール、スプレー缶は産廃であるが、一般廃棄物に混入しやすいことから上表に加えている。

③ 市施設で受け入れている産業廃棄物（告示産廃）

非建設系の品目については、受け入れている都市が概ね6～10に対し、建設系の品目を受け入れている都市は4～6と受け入れていない都市の数の方が多い状況になっている。

都市名	受入の有無 ○：有 ×：無	品 目												備 考 (条件、近年の変更事項 など)
		可 燃					不 燃							
		木くず (非建設系)	紙くず (非建設系)	繊維くず(非建設系)	食品残渣(製造業)	建設系の可燃(木・紙・繊維)	ガラスくず(建設系)	ガラスくず(非建設系)	陶磁器くず(建設系)	陶磁器くず(非建設系)	がれき類(建設系コンクリート)	コンクリートくず(非建設系)	産廃(木・紙・繊維)のもえがら	
京都市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1 排出者月 50t まで (H17. 7 までは 100t)。H14. 7～建設系木くず、がれき類、コンクリートくずの受入を制限 (1 回 200kg まで)。搬入は中小企業に限る。
札幌市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	H17.10～がれき類を停止。
仙台市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一般廃棄物との分別が困難なもののみ搬入可。
さいたま市	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
千葉市	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○	1 排出者当たり月 6t または 20m ³ まで。搬入は中小企業に限る。
川崎市	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	
横浜市	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	H15. 12～木くず、紙くず、繊維くず (繊維くずは非建設系除く) 受入停止。
静岡市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
名古屋市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H12～受入停止
大阪市	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
堺市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
神戸市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H11～受入停止
広島市	○	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	△：ガラスくず (建設系) は石膏ボードのみ受入 埋立地で廃プラスチックも受け入れている。
北九州市	○	△	△	○	○	△	○	○	×	×	○	○	○	△：H16. 10～木くず、紙くず原則受入停止 (ただし、民間施設が発行するリサイクル不可証明書があれば搬入可)
福岡市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	
○の数	12	8	8	10	4	5	5	7	4	6	4	2	8	

※網掛けは、最近制度変更があった品目(変更内容は備考欄参照)

④ 事業系指定袋及び料金徴収方法

有料指定袋制を実施しているのは神戸市と広島市の2都市である。（札幌市と静岡市は一部実施）また、単純指定袋制を実施しているのは千葉市と名古屋市の2都市であり、その他の都市については指定袋制を実施していない。

◎：処理費用も価格に含まれた指定袋を導入（有料指定袋）

○：処理費用が価格に含まれない指定袋を導入（単純指定袋）

×：指定袋を導入していない。

都市名	事業系ごみ	
札幌市	× （少量排出事業所のみ） ◎ ○一日 40 ㍓以下の少量排出事業所のみ ⇒札幌市環境事業公社（許可業者）が規格（半透明袋）を定めた有料指定袋制を実施 ・燃やせるごみ：40 ㍓ 174 円/枚。 【料金徴収方法】袋（処理手数料及び収集運搬料金を含む。）を購入時に徴収 ○その他 ⇒指定なし 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。ただし、公社 1 社なので収集運搬料金（処理手数料含む。）は全市統一（契約金額に上限設定あり）	
仙台市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
さいたま市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
千葉市	○	・市が基準（可燃：半透明、不燃：透明）を定め、基準に基づき許可業者組合が製造業者に袋を発注し作成。排出事業者は許可業者から袋を購入する。（袋代に処理手数料は含まない。） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）
川崎市	×	平成 16 年 4 月から全量許可業者収集へ（小規模事業者の指定袋廃止） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
横浜市	×	平成 13 年 4 月から全量許可業者収集へ（小規模事業者の指定袋廃止） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
静岡市	◎ （清水区） × ○清水区以外 ⇒市指定の有料指定袋（2 種類 大型 45 ㍓ 167 円、小型 20 ㍓ 78 円）により市が収集している。 【料金徴収方法】袋（処理手数料、収集運搬料を含む。）を購入時に徴収 ○清水区 ⇒指定なし 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）	
名古屋市	○	平成 16 年 4 月から市が規格（可燃：半透明、不燃・資源：透明、サイズ）を定め、許可業者、スーパー等が販売。（袋代には処理手数料は含まない。） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）

⑤事業系指定袋及び料金徴収方法（続き）

都市名	事業系ごみ																																											
大阪市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 (契約金額に上限設定なし)																																										
堺市	×	事業所から出るごみを 1 日 36 ㍻袋 1 袋 5,400 円/月で市が収集。袋の指定なし。 【料金徴収方法】事業者が 5,400 円/月に年間排出量をかけた金額を前払いする。																																										
神戸市	◎	平成 19 年度から袋の価格に処理手数料を含んだ有料指定袋制を実施 <table><tr><th>区分</th><th>容量 (㍻)</th><th>販売価格 (10 枚あたり)</th><th>区分</th><th>容量 (㍻)</th><th>販売価格 (10 枚あたり)</th></tr><tr><td rowspan="4">可燃 (半透明)</td><td>30</td><td>570</td><td rowspan="4">粗大 (透明)</td><td>30</td><td>930</td></tr><tr><td>45</td><td>840</td><td>45</td><td>1,380</td></tr><tr><td>70</td><td>1,310</td><td>70</td><td>2,150</td></tr><tr><td>90</td><td>1,690</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">不燃 (透明)</td><td>30</td><td>690</td><td rowspan="3">資源 (透明)</td><td>30</td><td>190</td></tr><tr><td>45</td><td>1,020</td><td>45</td><td>270</td></tr><tr><td>70</td><td>1,590</td><td>70</td><td>420</td></tr></table> ※手数料は、排出区分ごとの平均重量から試算した額 【料金徴収方法】袋（処理手数料を含む。）を購入時に徴収。袋ごとに収集運搬料の上限を設けている。					区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	可燃 (半透明)	30	570	粗大 (透明)	30	930	45	840	45	1,380	70	1,310	70	2,150	90	1,690			不燃 (透明)	30	690	資源 (透明)	30	190	45	1,020	45	270	70	1,590	70	420
区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)																																							
可燃 (半透明)	30	570	粗大 (透明)	30	930																																							
	45	840		45	1,380																																							
	70	1,310		70	2,150																																							
	90	1,690																																										
不燃 (透明)	30	690	資源 (透明)	30	190																																							
	45	1,020		45	270																																							
	70	1,590		70	420																																							
広島市	◎	平成 17 年 10 月から袋の価格に処理手数料を含んだ有料指定袋制を実施 <table><tr><th>区分</th><th>容量 (㍻)</th><th>販売価格 (10 枚あたり)</th><th>区分</th><th>容量 (㍻)</th><th>販売価格 (10 枚あたり)</th></tr><tr><td rowspan="5">可燃 (半透明)</td><td>10</td><td>460</td><td rowspan="5">不燃 (透明)</td><td>45</td><td>630</td></tr><tr><td>30</td><td>690</td><td></td><td></td></tr><tr><td>45</td><td>1,040</td><td>70</td><td>980</td></tr><tr><td>70</td><td>1,610</td><td></td><td></td></tr><tr><td>90</td><td>2,080</td><td>90</td><td>1,260</td></tr></table> ※10 リットルのみ 20 枚入り ※手数料は、排出区分ごとの平均重量から試算した額 【料金徴収方法】袋（処理手数料を含む。）を購入時に徴収。収集運搬料に上限を設けていない。					区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	可燃 (半透明)	10	460	不燃 (透明)	45	630	30	690			45	1,040	70	980	70	1,610			90	2,080	90	1,260										
区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)	区分	容量 (㍻)	販売価格 (10 枚あたり)																																							
可燃 (半透明)	10	460	不燃 (透明)	45	630																																							
	30	690																																										
	45	1,040		70	980																																							
	70	1,610																																										
	90	2,080		90	1,260																																							
北九州市	×	平成 16 年 10 月から全量許可業者収集へ 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。（契約金額に上限設定なし）																																										
福岡市	×	・ 許可業者組合による推奨袋はあり。 ・ 袋代に手数料を含めるかどうかは、個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 (契約金額に上限設定あり)																																										